

長崎県ブランド農産加工品認証制度（名称：長崎四季畑）

募集要項

1．目的

長崎県ブランド農産加工品認証制度は、長崎県産農産物を原料として、県内で製造または販売されている農産加工品の中から、全国に誇れる農産加工品を認証し、認証商品を広く県内外に PRするとともに、販売支援等に取り組み、県内農林業の生産振興と農山村の活性化を推進することを目的とします。

2．対象農産加工品

長崎県産農産物（農林畜産物）を原材料に使用し、原則として長崎県内で製造された農産加工品であることとします。なお、農産加工品の分類としては、JAS法における加工食品の分類のうち以下のものすべてを対象とします。

- （１）野菜加工品（漬物、乾燥しいたけ等）
- （２）果実加工品（ジャム等）
- （３）茶、コーヒー及びココアの調製品（茶等）
- （４）めん・パン類（うどん、素麺等）
- （５）菓子類（洋菓子、和菓子等）
- （６）豆類の調製品（豆腐等）
- （７）その他の農産加工品
- （８）食肉製品（ハム等）
- （９）酪農製品（アイスクリーム等）
- （１０）加工卵製品
- （１１）その他の畜産加工品
- （１２）調味料及びスープ（みそ、しょうゆ等）
- （１３）食用油脂（食用椿油等）
- （１４）調理食品（レトルトカレー）
- （１５）その他の加工食品
- （１６）飲料等（ドリンク茶等）

酒類は含みません。

3．認証申請者の資格

認証の申請ができる者は、長崎県内において食品加工を営む者または、原則として申請商品の販売元となっている長崎県内の販売業者等とします。

4．募集期間

平成27年6月1日（月）～平成27年8月31日（月）（当日必着）

5．申請について

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

- （１）申請書一式（様式１、出荷証明書（様式１－１）、誓約書（様式１－２）、同意書（様式１－３a、様式１－３b）
- （２）食品衛生監視票
（平成26年4月1日以降に発行されたもの。無い場合は、最寄りの保健所にご相談ください。）
- （３）県税に関し未納がないことを証する証明書
- （４）消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書（課税事業者のみ）

6．審査にあたって

以下の認証基準に基づいて審査を行い、認証商品を決定いたします。

- （１）加工品基準
商品の特徴づける原材料として県産農産物を使用していること。
原則として、長崎県内で製造されたものであること。
食品添加物は法令で使用が認められているもので、必要最小限の使用であること。
表示等に関する法律を遵守していること。
- （２）衛生基準
衛生的な施設で加工製造されていること。
（食品衛生監視票において該当する項目の80%以上の得点を得ていること。）
認証商品を製造するにあたって専用の施設で製造していること。
- （３）商品基準
長崎県のイメージを伝えることができる商品であること。（別表の品目を使用していること）
味や品質がブランド商品としてふさわしいもの。
商品の販売実績が1年以上あり、今後、販売の拡大計画を有していること。

なお、審査にあたって、（１）、（２）の審査については、予備審査（申請書類の書面確認及び現地調査）を行います。（３）については総合審査会を開催し総合審査を行います。

ただし、今年度更新となる既存の認証商品については、商品の味、デザイン等変更がない場合に限って、予備審査のみとします。

7. 認証期間

認証を決定した日から3年間。

8. 認証商品への支援等

- (1) 認証証書を交付します。
- (2) 認証商品に認証マークを使用することができます。
- (3) 県のホームページやパンフレット等に認証商品を掲載し
広報します。
- (4) 県の重点PR商品として位置づけ、県内外の商談会で
販売支援を行います。
その他、様々な認証商品のPR等を予定しております。

認証マーク



9. その他

- (1) 申請にあたって、虚偽の記載等があった場合は、認証を取り消す場合があります。
- (2) 審査委員会においては、食味の審査をおこないます。そのため、審査委員会開催時に申請商品の提供をお願いいたします。

10. 提出先、問合せ先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

長崎県 農林部 農産加工・流通室 「長崎四季畑」担当

TEL 095(895)2996 FAX 095(895)2592

E-mail s07065@pref.nagasaki.lg.jp